

監査基準の改訂について（公開草案）に対する意見

2020年3月13日

臨時委員 小畑 良晴

（日本経済団体連合会経済基盤本部長）

前文の二の1の（2）「その他の記載内容」の手續において「『その他の記載内容』の通読及び検討に当たって、新たな監査証拠の入手が求められるものではない。」と明記されているとおり、今回の改訂は、基本的に財務諸表作成者の手續が増えるものではないと理解している。

今後の運用に向けて、監査の現場で過度にチェックリスト化をして監査人及び財務諸表作成者の形式的な実務が増えることのないよう、金融庁におかれては本改訂の趣旨の周知徹底をお願いしたい。

以 上